

1. 計画の作成と背景

日田市（以下「本市」という。）は、北部九州のほぼ中央、大分県の西部に位置する。周囲を阿蘇、くじゅう山系や英彦山系の美しい山々に囲まれ、これらの山系から流れ出る豊富な水が合流する日田盆地と緑豊かな森林や丘陵地で市域が形成されている。市内を流れる三隈川（筑後川の上流、玖珠川と大山川の合流地点から、主に日田盆地内を流れる区間を指す通称名。）の豊かな水流を利用して、人々は日々の生活だけでなく、鵜飼（県指定無形民俗文化財）や川遊びなどにも興じてきた。一方、もともと日田盆地は筑後川の本流・支流が網流する川原地形であり、水害常襲地帯であった。しかも土地は水持ちが悪く、水利の便は決して良くない場所であったが、江戸時代後期に廣瀬久兵衛らが小ヶ瀬井路を開削し、市内に水路を巡らせ、水との共生の道を目指した。こうして、本市はいつしか「水郷」と呼ばれるようになり、「水郷日田」として今も人々に親しまれている。また、本市は古くから北部九州の各地を結ぶ交通の要衝として栄え、江戸時代には幕府の直轄地（以下、現在における通称である「天領」とする。）として西国筋郡代が置かれて、九州幕府領の政治の中心地となった。さらに日田の商人は幕府の公金を扱い、「日田金」と呼ばれる大きな資金力を持ち、九州の経済の中心地としても発展してきた。

本市では、このような美しく豊かな自然の恵みを受け、地域固有の伝統文化が培われてきた。

平成27（2015）年に認定された日本遺産「近世日本の教育遺産群－学ぶ心・礼節の本源－」は、現在、咸宜園跡（国指定史跡）や日田市豆田町（国選定重要伝統的建造物群保存地区）などを構成文化財とする本市のほか、茨城県水戸市、栃木県足利市、岡山県備前市の4市で連携し、「近世日本の教育遺産群」として世界文化遺産登録を目指し、教育遺産の調査研究や普及啓発に取り組んでいる。

そして、平成28（2016）年には日田祇園の曳山行事（国指定重要無形民俗文化財）がユネスコの無形文化遺産に登録され、これらの文化財は、地域社会に活力を生み出す大切な財産となっている。

また、本市では市内に数多く残されている貴重な文化財を適切に保存・継承するとともに、多くの人々に文化財に身近に触れて親しんでいただけるよう、例えば、豆田町においては、草野家住宅（国指定重要文化財）や廣瀬淡窓旧宅及び墓（国指定史跡）の保存整備事業において、建築技術者や教育機関を対象とした現場見学会を毎年開催してきた。

その他、日田市埋蔵文化財センターでの考古学講座の開催や子ども達を対象とした火熾し体験などの実施、咸宜園教育研究センターにおける日本遺産子どもガイドの研修会や他の日本遺産と連携した公開講座を定期的に行うなど、様々な活動に取り組んでいる。

一方で、近年、高齢化や人口減少などにより、芸術文化や生活文化に関わる文化財を中心として保存・継承が困難になってきている。将来にわたって文化財を保存・活用していくために、市民の地域の歴史を愛する心を育み、文化財の普及啓発を図るための活動が求められている。

また、平成24（2012）年7月九州北部豪雨をはじめ、平成28（2016）年4月の熊本地震、平成29（2017）年7月九州北部豪雨、令和2（2020）年7月豪雨、令和5（2023）年7月豪雨といった大規模災害が多発していることから、文化財の防災のための対策も必要である。

文化活動が遺した有形無形の文化財は、市民の人間性を育て、地域のアイデンティティを確立する市民共有の貴重な財産である。そのため、先人から受け継いできた文化遺産と伝統を守ると

ともに、文化活動の輪を更に広げながら将来に引き継いでいく必要がある。

そこで、本市の貴重な宝である多種多様な文化財を調査・把握し、総合的・一体的に捉え、まちづくりや観光などの他の分野とも連携し、地域総がかりで将来への保存・活用に繋げていくため、『日田市文化財保存活用地域計画』（以下「本計画」という。）を作成する。

2. 地域計画作成の体制

本計画については、文化財保護法第183条の9の規定に基づき、学識経験者、文化財所有者、観光団体、文化財関係団体及び行政関係者などで構成する「日田市文化財保存活用地域計画協議会」を設置し、意見を徴しながら、検討を行ってきた。また、内部の意見調整や情報共有を図るため、「日田市文化財保存活用地域計画庁内部会」を設置し、説明や報告、意見聴取を行った。そのほか、日田市文化財保護審議会への諮問、答申を経て本計画を作成した。

【表 序-1 日田市文化財保存活用地域計画協議会 名簿（敬称略）】

氏名	専門分野	所属	備考
飯沼 賢司	歴史	別府大学 名誉教授	会長
古田 京太郎	植物	日田市立博物館協議会 委員長	副会長
古田 嘉寿美	文化財の活用	国登録有形文化財 後藤家住宅 所有者代理	
大森 洋子	景観保全	久留米工業大学 学長補佐	
武末 純一	考古	福岡大学 名誉教授	
段上 達雄	民俗	別府大学 名誉教授	
養父 信義	建築	NPO法人 本物の伝統を守る会 理事長	
黒木 陽介	観光	一般社団法人 日田市観光協会 事務局長	
樋口 恒成	商工	日田商工会議所 事務局長	令和3・4年度
伊藤 宏	同上	同上	令和5年度～
佐藤 信	行政（文化財）	大分県教育庁文化課 主査	令和3・4年度
越智 淳平	同上	大分県教育庁文化課 副主幹	令和5年度
服部 真和	同上	同上	令和6年度
岡野 涼子	人材育成	一般社団法人 NINAU 代表理事	令和3・4年度
上野 友揮	同上	一般社団法人 NINAU	令和5年度～
神山 淳	社会教育	一般財団法人 日田市公民館運営事業団 朝日公民館主事	
佐藤 隆博	学校教育	日田市小学校教育課程等研究協議会 社会科部会 副主任	
和田 秀秋	まちづくり	日田市自治会連合会 副会長	
原田 勝宏	考古	日田考古学同好会 幹事	令和5年度～

【表 序-2 日田市文化財保存活用地域計画庁内部会（令和7年4月1日の組織機構によるもの）】

部局名	部名	課名
市長部局	総務企画部	防災・危機管理課、企画課
	地域振興部	地域振興課
	市民環境部	環境課
	福祉保健部	健康保険課
	農林商工部	商工労政課、農業振興課、林業振興課
	文化スポーツ観光部	観光課、文化スポーツ振興課
	土木建築部	都市整備課
教育委員会	教育庁	学校教育課
		社会教育課

【表 序-3 日田市文化財保護審議会 名簿】

氏名	専門分野	所属	備考
渡辺 文雄	有形文化財 〔絵画・彫刻他〕	元 別府大学教授	
豊田 寛三	有形文化財 〔古文書・古記録〕	大分大学名誉教授	令和3・4年度
大津 祐司	同上	大分県立歴史博物館	令和5年度～
下村 智	有形文化財 〔考古資料〕	別府大学名誉教授	
伊東 龍一	有形文化財 〔建造物〕	熊本大学名誉教授	
段上 達雄	無形文化財	別府大学名誉教授	
後藤 宗俊	史跡	別府大学名誉教授	
神川 建彦	天然記念物	特定非営利活動法人 初島森林植物園ネットワーク 理事長	
山田 拓伸	保存技術	元 大分県立歴史博物館	令和3・4年度
渡辺 智恵美	同上	別府大学教授	令和5年度～
江面 嗣人	伝統的建造物	岡山理科大学教授	
大森 洋子	文化的景観	久留米工業大学 学長補佐	
大神 信澄	文化財の活用	日田市文化財保護員協議会	
佐藤 隆博	同上	日田市小学校教育課程等研究協議会 社会科部会 副主任	
千田 昇	地形・地質	大分大学名誉教授	令和4年度 臨時委員

【表 序-4 日田市文化財保存活用地域計画協議会 経過】

日時		場所	審議内容
第1回	令和3(2021)年 10月15日	日田市役所 4階庁議室	・文化財保存活用地域計画、大分県文化財保存活用大綱について ・日田市の文化財について ・日田市文化財保存活用地域計画の作成の取組について
第2回	令和4(2022)年 3月24日	日田市役所 4階庁議室	・日田市文化財保存活用地域計画の章立ての作成について ・日田市の歴史文化の特徴の作成について
第3回	令和5(2023)年 3月21日	日田市役所 4階庁議室	・事業の進捗状況について ・文化財の総合把握調査について ・日田市の歴史文化の特徴について
第4回	令和5(2023)年 10月27日	日田市役所 4階庁議室	・日田市文化財保存活用地域計画(骨子案)について ・日田市文化財保存活用地域計画措置一覧について ・日田市文化財保存活用地域計画素案(序章・第1章)について ・今後のスケジュールについて
第5回	令和5(2023)年 12月27日	日田市役所 4階庁議室	・日田市文化財保存活用地域計画(素案)について ・今後のスケジュールについて
第6回	令和6(2024)年 2月22日	日田市役所 4階庁議室	・日田市文化財保存活用地域計画(素案)について ・今後のスケジュールについて
第7回	令和6(2024)年 6月14日	日田市役所 4階庁議室	・パブリックコメントの結果及び意見に対する市の考え方について ・日田市文化財保存活用地域計画(案)・概要版(案)について ・今後のスケジュールについて

【表 序-5 日田市文化財保存活用地域計画庁内部会 経過】

日時		場所	審議内容
第1回	令和3(2021)年 12月27日	日田市役所 7階中会議室	・文化財保存活用地域計画について ・文化財の保存・活用の推進及び連携体制について ・今後のスケジュールについて
第2回	令和5(2023)年 3月22日	日田市役所 5階501会議室	・進捗状況について ・日田の歴史文化を絡めることが出来る事業等について
第3回	令和6(2024)年 1月22日	日田市役所 7階701会議室	・日田市文化財保存活用地域計画(素案)について ・関係各課が取り組む措置(施策)について ・今後のスケジュールについて

【表 序-6 日田市文化財保護審議会 経過】

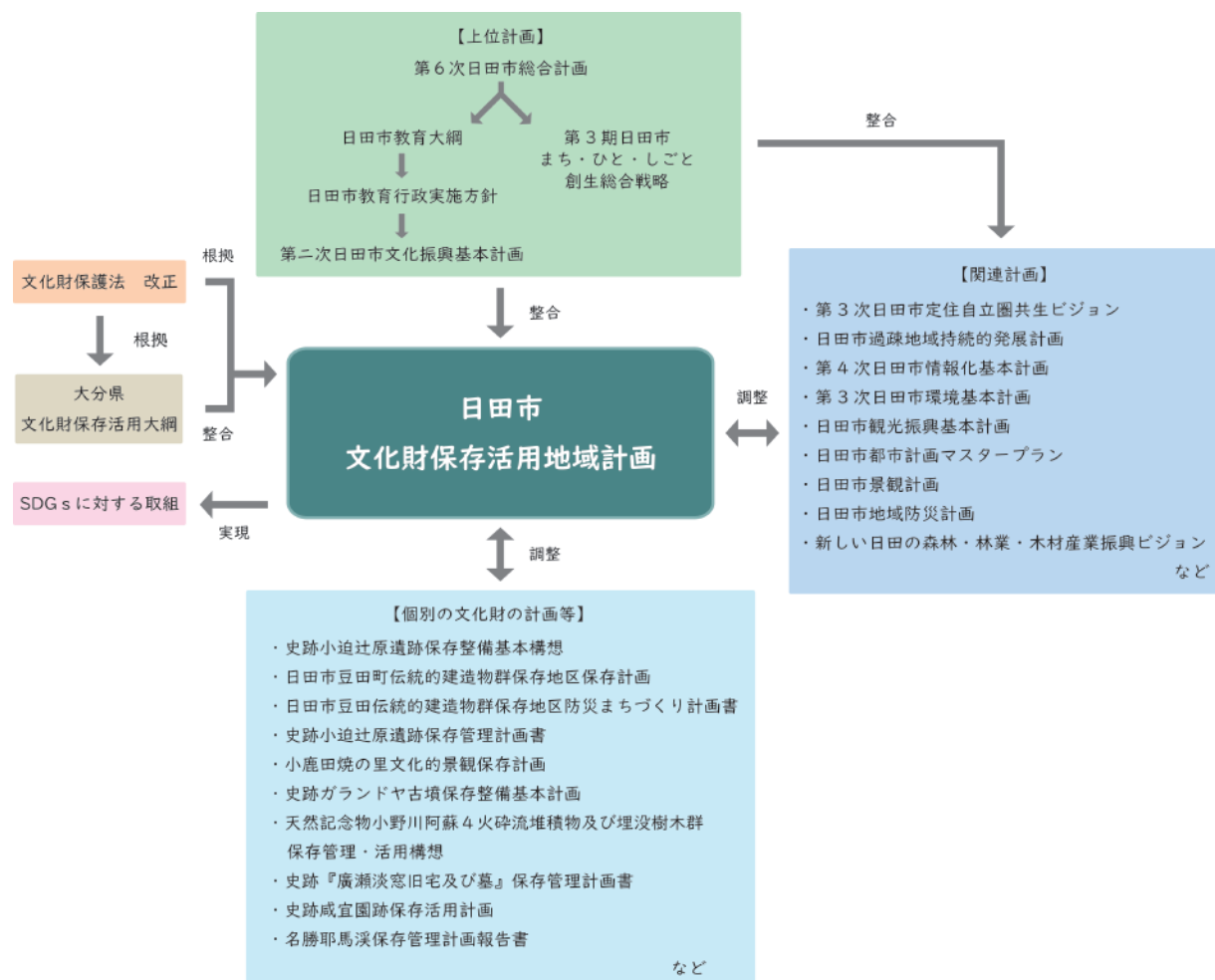
日時		場所	審議内容
第1回	令和3(2021)年 5月26日～6月4日	書面開催	・日田市文化財保存活用地域計画の作成の取組について
第2回	令和4(2022)年 8月9日	日田市役所 4階庁議室	・令和3年度の報告について ・令和4年度の予定について ・今後のスケジュールについて
第3回	令和5(2023)年 2月2日	日田市役所 別館3階 大会議室	・令和4年度の進捗状況について ・今後のスケジュールについて
第4回	令和6(2024)年 3月11日	日田市役所 4階庁議室	・日田市文化財保存活用地域計画(素案)について
第5回	令和6(2024)年 7月19日	日田市役所 4階庁議室	・日田市文化財保存活用地域計画(最終案)について(諮問・答申)

3. 地域計画の位置づけ

本計画は、文化財保護法第183条の3の規定に基づく法定計画として作成し、文化財の保存・活用に関して本市が目指すべき方向性を示したマスタープラン(第5章に記載)と、その実現に向けた具体的な事業や実施期間などを示したアクションプラン(第6～8章に記載)、両方の役割を担う。

本計画の作成にあたっては、大分県内における文化財の保存・活用に関する施策の大綱である

『大分県文化財保存活用大綱』を勘案し、市政の最上位計画である『第6次日田市総合計画』及び教育分野の上位計画となる『日田市教育大綱』などを踏まえるとともに、庁内関係各課が策定した各種計画との連携・調整を図った。



【図 序-1 本計画の位置づけ】

（Ⅰ）上位計画

① 第6次日田市総合計画

『第6次日田市総合計画』は、本市が目指す将来像を実現するために実施する政策を明らかにし、市民と行政がまちづくりを協働して進めるための指針である。また、本市の最上位計画として総合的かつ計画的な行政運営を行うための方針となるものである。

『第6次日田市総合計画』の計画期間は平成29（2017）年度から令和9（2027）年度とし、計画は基本構想、基本計画及び実施計画で構成している。

基本計画は第1期計画を3年間、第2期計画を4年間、第3期計画を4年間に区分して策定しており、現在は第3期計画である。

第3期基本計画は六つの章から構成され、文化財に関する施策については、「第3章【産業振興】やりがいと魅力をつくる—(4) 観光の振興」「第4章【生活基盤】安全で快適に暮らす—(4) 地域特性を活かした空間づくり」「第5章【教育・文化】学ぶ楽しさを増やす—(2) 文化芸術の振興」「第5章【教育・文化】学ぶ楽しさを増やす—(3) 生涯学習の充実」に示している。

【表 序-7 第6次日田市総合計画 第3期基本計画 文化財関連施策】

まちづくりの大綱	施策名	主要施策と主な取組
やりがいと魅力をつくる ～価値を磨き続ける ひた～	観光の振興	地域資源を活かした観光コンテンツの磨き上げ 歴史、文化資源の活用による誘客と文化継承の支援
安全で快適に暮らす ～便利も快適もそろえる ひた～	地域特性を活かした空間づくり	景観の形成 歴史や文化、自然環境と調和した景観の形成
学ぶ楽しさを増やす ～学ぶ機会に満ちる ひた～	文化芸術の振興	文化財や芸術文化の保存、継承と発展 ・自然や文化財等の文化資源を保存、継承及び活用するための取組の充実と施設整備 ・デジタル技術を活用した文化財データベースの作成や文化財資料等の情報発信 学習の場の提供及び人材育成と確保 文化財に関する講座等の開催や展示、後継者の発掘、育成への支援 文化財の調査・研究及び情報発信の推進 ・咸宜園教育に関する調査・研究の充実及び普及啓発の推進 ・咸宜園や鶴飼等文化財の積極的な情報発信 ・世界文化遺産登録に向けた調査・研究・普及啓発及び市民団体との交流、関連市町村との連携強化 ・日本遺産に認定された咸宜園跡等の活用及び関係機関との連携強化
	生涯学習の充実	社会教育の推進と生涯学習社会の形成 学習機会の創出と学習の成果を発揮できる機会の拡充
		博物館の機能の充実 ・充実した博物館施設機能の維持 ・所蔵資料の整備と充実 ・市民や学校、公民館等への体験学習や学び場の提供 ・専門家等による調査研究の実施

② 第3期日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略

『第3期日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略』は、国の総合戦略及び大分県の総合戦略を勘案しつつ、本市の最上位計画である『第6次日田市総合計画第3期基本計画』や『日田市人口ビジョン』を踏まえ、基本目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものである。

計画期間は令和6(2024)年度から令和9(2027)年度としており、「若い世代が残れる・戻れる・住みたいと思うまちを創る」を基本目標に掲げている。

『第3期日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略』においては、行政と民間などが相互に推進していく内容を記載することで連携を図り、目標の達成を目指している。特に文化財に関する施策については、「魅力を発信し、「ひた」への人の流れをつくる」取組において、情報発信や活用について示している。

【表 序-8 基本目標の実現に向けた取組に関連する総合計画の主な施策】

まちづくりの大綱		主な施策
産業振興	観光の振興	地域資源を活かした観光コンテンツの磨き上げ
教育・文化	文化芸術の振興	文化財や芸術文化の保存、継承と発展
		文化財の調査・研究及び情報発信の推進

③ 日田市教育大綱

『日田市教育大綱』は、地域住民の意向のより一層の反映と本市における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、日田市長と日田市教育委員会が協議して定めた、本市の教育行政を推進するための基本的な指針となるもので、『第6次日田市総合計画』と整合性を図るとともに、『日田市教育行政実施方針』と連動している。

実施期間は令和4(2022)年度から令和9(2027)年度までの6年間とし、「未来を切り拓き、ふるさとを愛するひとづくり」を基本理念に掲げ、その理念に基づく五つの基本方針を掲げている。特に文化財に関しては、「咸宜園などふるさとの歴史と文化を守り、未来につなぎます。」という基本方針とする。

教育大綱の具体的な取組は、『日田市教育行政実施方針』に示している。

④ 日田市教育行政実施方針

『日田市教育行政実施方針』は、教育に関する現状と課題を的確に把握し、その解決や進展を図るための方策を明文化し、一貫したより良い教育の実現を目指すため、教育大綱で示された基本方針を実現するための具体的な取組を示すものであり、『第6次日田市総合計画』と連動し、かつ、国が策定した『教育振興基本計画』を参考として策定した。

計画期間は令和6(2024)年度から令和9(2027)年度までの4年間としており、四つの章から成り立っている。特に文化財に関する施策については、「Ⅲ《社会教育の充実》Ⅲ－第1市民の豊かな学びを支える社会教育の充実」において、「4. 博物館の機能の充実」、「Ⅳ《文化芸術の振興》Ⅳ－第1ふるさとの歴史・文化の保存と未来へ向けての活用」において、「1.文化財の保存環境の整備と活用の推進」と「2.咸宜園教育等の普及啓発と世界文化遺産登録」を示している。

【表 序-9 日田市教育行政実施方針 博物館・文化財・世界遺産関連の施策と取組】

施策名		主な取組
博物館施設の機能の充実	博物館施設の機能の充実	・展示資料・設備の充実並びに展示方法の工夫 ・学校や公民館との連携 ・市民自らがボランティアなどで博物館活動に参画できる体制づくり ・企画展の開催 ・専門的な知識を持つ学芸員の配置
	所蔵資料の整備・充実	・収蔵資料の整理 ・収蔵資料の活用 ・収蔵資料の充実
	体験学習の場の提供及び調査研究の実施	・子ども向けの体験学習フィールドブックの作成と活用 ・自然や科学に関する各教室の開催 ・自然調査研究活動と情報発信 ・博物館報の発行
文化財の保存環境の整備と活用の推進	文化財の保存・活用環境の整備	・日田市文化財保存活用地域計画の策定 ・文化財の調査と保存・管理の推進 ・史跡整備の推進 ・伝統的建造物、町並みの整備の推進 ・文化的景観保護の推進
	保存活動への支援と活用の推進	・文化財保存団体等の育成・支援 ・文化財資料の活用と情報発信
咸宜園教育等の普及啓発と世界文化遺産登録	咸宜園教育研究センターの取組と世界文化遺産登録の推進	・咸宜園教育等の調査・研究 ・咸宜園教育等の普及・啓発・情報発信 ・咸宜園教育研究センターの運営 ・世界文化遺産登録の取組 ・日本遺産の活用

⑤ 第2次日田市文化振興基本計画

『第2次日田市文化振興基本計画』は、文化の振興に当たっての基本理念を基に、市民の芸術文化活動や本市の歴史ある文化遺産、生活の中の文化などを活用し、生き生きと心豊かに暮らせる地域社会を実現するため、文化に関する施策を総合的、計画的に推進することを目的として策定している。

計画期間は平成29（2017）年度から令和9（2027）年度までの11年間となっており、さらに11年の計画期間を3年、4年、4年の3期に区分している。

基本理念として、「（1）文化の保存、継承」「（2）日田らしい歴史、風土の反映」「（3）市民の主体的な参加」「（4）文化活動の尊重」「（5）誰もが文化に接することができる環境整備」「（6）

情報の受発信と交流の推進」「(7) 市民の意見の反映」の七つを掲げており、これらの基本理念のもと、地域を活性化させる文化力を活用し、市民生活に安らぎと潤いを与えながら、行政、市民や文化団体、事業所などの協働によって「心豊かで輝く人の育つ活力ある地域社会」の実現を将来像としている。

【表 序-10 第2次文化振興基本計画 文化財関連の施策と取組】

方針	施策名	主な取組
文化の保存、継承及び発展のための取組	地域特有の伝統芸能や伝統技術並びに文化財等の保存、継承及び活用	・指定文化財等の再調査及び保存・管理の推進 ・埋蔵文化財の保護に向けた開発事業所への周知と理解の徹底及び遺跡の保護に向けた迅速な対応 ・史跡咸宜園跡の整備(史跡の環境整備等) ・史跡廣瀬淡窓旧宅及び墓の保存整備 ・ガランドヤ古墳群の整備 (2号墳保存施設建設に向けた検討) ・史跡咸宜園跡の世界文化遺産登録の取組 ・日田祇園山鉾保存修理事業 ・国、県、市の指定等文化財の保存・活用 ・重要文化財行徳家住宅や重要文化財長福寺本堂の防災施設及び設備の整備 ・古建築グループの活動支援
	生活文化及び地域の景観の保存、継承及び活用	・重要伝統的建造物群保存地区における修理・修景事業、防災事業及び周辺史跡等との連携 ・文化的景観の保存・整備及び活用、小鹿田焼の里文化的景観保存計画の改訂 ・伝統的町並みの景観を守るための支援
	文化活動を担う人材及び団体の育成	・技能者の育成と確保、技術水準向上のための支援 ・文化団体の設立及び運営に対する支援 ・史跡咸宜園跡の世界文化遺産登録推進のための咸宜園平成門下生之会講座の開催と講座メニューの充実
	市民が文化に対する関心を高め、理解を深めるための機会の提供	・咸宜園教育の歴史や伝統を後世へと継承するための調査研究の実施 ・咸宜園教育の調査研究の成果を市民に情報提供するための展示公開と各種講座の開催
	地域文化活動における情報の発信及び収集	市民に自然や文化への理解を深めてもらうための博物館企画展の開催

方針	施策名	主な取組
人材の育成及び確保のための取組	地域特有の伝統芸能や伝統技術並びに文化財等の保存、継承及び活用	くにち楽等地域の伝統芸能を保存、継承する団体等の支援
	文化活動を担う人材及び団体の育成	・市民が古文書に親しむための入門講座の開催 ・伝統的建造物の保存等にかかる技術者の修理現場研修会の開催 ・公民館等における、文化芸術に関する教室や事業のメニューの充実 ・各種研修会等の情報の提供
	青少年が文化を体験し、学習し、創造できる機会の創出	総合的な学習の時間・特別活動を始めとした学校教育活動の中で地域の特性を生かした体験的活動を実施
	市民が文化に対する関心を高め、理解を深めるための機会の提供	市民が考古学についての知識を習得するための講座の開催
情報の発信及び収集並びに文化交流のための取組	市民が文化に対する関心を高め、理解を深めるための機会の提供	出土遺物の常設展示・出張展示会の解説及び前年度の発掘調査状況等の企画展の開催
	地域文化活動における情報の発信及び収集	文化財関係ホームページを活用した市民への広い周知

（２）関連計画

① 第３次日田市定住自立圏共生ビジョン

『第３次日田市定住自立圏共生ビジョン』は、『第６次日田市総合計画』を上位計画とし、旧日田市の区域と、旧前津江村、旧中津江村、旧上津江村、旧大山町、旧天瀬町の区域で形成する「日田市定住自立圏」のどこでも誰もが安心して定住できる環境を整備するとともに、自立するための経済基盤を確立し、魅力あふれる圏域を形成することを目的として策定した。

計画期間は令和６（２０２４）年度から令和９（２０２７）年度までの４年間であり、基本方針として、三つの項目を示している。

特に文化財に関する事業については、「基本方針」の「Ⅰ.生活機能の強化 （２）文化芸術 ア 文化芸術の振興」「（３）産業振興 ウ 観光戦略の展開」に取組の内容と機能分担について記載している。

【表 序-11 第3次日田市定住自立圏共生ビジョン 文化財関連の取組】

定住自立圏形成方針	機能分担	取組内容
地域に受け継がれている文化財については、保存・継承、活用に努める。また、本市が誇る先哲、廣瀬淡窓が創設した咸宜園を、市民と共に世界遺産への登録を目指すことで、郷土の歴史を見つめ直す良い機会とし、郷土を愛する心をはぐくむ。	・ 中心地域においては、伝統芸能やまつりの継承に努める。また、日本遺産に認定され、世界遺産登録を目指している史跡咸宜園跡の保存整備を図るとともに情報の発信に努める。 ・ 近隣地域においては、地域に受け継がれている文化財が多数存在し、貴重な地域資源となっていることから、保存・継承、活用に努める。	・ 史跡咸宜園跡保存整備事業 ・ 史跡咸宜園跡管理運営事業 ・ 鶴飼保存対策事業 ・ 指定文化財等保存補助事業 ・ 咸宜園教育研究センター運営事業 ・ 世界遺産登録推進事業 ・ 日本遺産魅力発信推進事業
豊かな自然や歴史・文化遺産など様々な特色ある資源を磨き上げるとともに、埋もれている観光資源を掘り起こし、これらを相互に連携・活用した観光産業も視野に入れながら、観光戦略の展開を図る。	・ 中心地域においては、「水郷日田」「天領日田」のブランド力を高めるため、市内の観光資源を磨き上げ、近隣地域へ誘導するための情報発信拠点とする。 ・ 近隣地域においては、奥日田や天ヶ瀬温泉などのブランド力を高めるため、それぞれの地域の持つ特色を最大限に生かした着地型観光の推進を図るとともに、近隣地域内のネットワークを形成し、中心地域へとつなげる回遊性の高い観光地づくりに取り組む。	・ 観光誘客宣伝事業 ・ 日田市インバウンド推進事業 ・ 小鹿田焼陶芸館管理運営事業

※定住自立圏構想

「中心市」の都市機能と「近隣市町村」の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、民間の担い手を含め、相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する

② 日田市過疎地域持続的発展計画

『日田市過疎地域持続的発展計画』は、令和3（2021）年4月に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の規定に基づき、市内全域を対象として、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を図るため策定した。

計画には、地域の持続的発展の基本的方針に関する事項、地域の持続的発展に関する目標などを定め、計画期間は令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までである。

構成は13の項目から成り立っており、特に文化財に関する施策については、「11. 地域文化の振興等」において、現況と問題点及び対策などについて示している。

【表 序-12 日田市過疎地域持続的発展計画 文化財関連事業】

施策区分	事業名	事業内容
地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等	・日田市文教祭開催事業 ・所蔵美術品等公開事業 ・市民文化振興基金補助事業 ・市民文化会館設備等計画補修事業
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	・指定文化財等保存補助事業 ・文化財保存活用地域計画作成事業 ・世界遺産登録推進事業 ・日本遺産魅力発信推進事業
	(3) その他	・史跡咸宜園跡保存整備事業 ・ガランドヤ古墳群保存整備事業 ・史跡小迫辻原遺跡整備事業 ・文化的景観保護推進事業 ・重要文化財建造物保存修理事業 ・伝統的建造物群保存事業 ・重要文化財行徳家住宅防災施設整備事業 ・旧矢羽田家住宅馬屋壁面復旧事業

③ 日田市地域防災計画

『日田市地域防災計画』は、大分県地域防災計画との整合性を図りながら、日田市における防災活動体制の整備確立を図るとともに、地域内の関係機関を網羅した総合的な計画として定め、もって防災活動の効果的な実施を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、策定した。「市民の生命、身体及び財産を災害から保護する」という防災の究極の目標（理念）を実現するため、災害予防、災害応急及び災害復旧・復興等について、風水害及び地震それぞれに三つの基本的な目標を設定し、各々の施策を有機的に結びつけながら防災対策を総合的に推進している。

このうち、文化財に関する施策について、風水害に関するものは、「第2部 災害予防（風水害編）第2章 災害に強いまちづくり 3. 文化財の災害予防対策」の中の「（1）文化財防災施設の設置促進」「（2）文化財防災施設の維持管理」「（3）歴史資料等の防災対策の推進」において示している。また、地震に関するものは、「第2部 災害予防（地震編）第2章 災害に強いまちづくり 3. 文化財構造物及び公開・収蔵施設の耐震性の確保」の中の「（1）文化財構造物及び公開・収蔵施設に関する事業の基本方針」「（2）文化財構造物及び公開・収蔵施設に関する事業の実施」において示している。

【表 序-13 日田市地域防災計画（風水害編・地震編） 文化財関連の取組】

区分	項目	取組内容
風水害	文化財防災施設の設置促進	ア 建造物、有形文化財、有形民俗文化財、史跡内建造物に対し、次の事項の促進を指導する。 （ア）ドレンチャー及び放水銃式防災施設工事の施工 （イ）火災報知機の完備 （ウ）消火器の完備 （エ）防火用水槽の整備 （オ）避雷針の完備 （カ）電氣的安全性の検査の実施 イ 彫刻、工芸品及び石造美術 （ア）収蔵庫の建設 （イ）岩盤補強、覆屋建設
	文化財防災施設の維持管理	ア 防火用水槽・モーター・消火設備の放水銃等の検査を定期的に、また、火災報知機、消火器の点検を恒常的に実施する。 イ それぞれの文化財単位で、消火訓練及び文化財の搬出訓練を積極的に実施する。
	歴史資料等の防災対策の推進	古文書資料等の歴史資料の所有者把握を行い、防災意識の周知徹底を図る。
地震	文化財構造物及び公開・収蔵施設に関する事業の基本方針	不特定多数の者が鑑賞等を目的とした利用を行う文化財構造物については、耐震診断等により、これらの耐震化を推進する。
	文化財構造物及び公開・収蔵施設に関する事業の実施	・文化財構造物の修理・修復事業にあたっては、耐震診断等を実施し文化財的価値を損なうことなく、耐震措置を講じることができるよう事業体系の整備を図る。 ・文化財の公開・収蔵施設の新設、改修事業についても耐震措置を講じることができるよう事業体系の整備を図る。

④ 第4次日田市情報化基本計画

第6次日田市総合計画を情報政策面から推進するため、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間を計画期間とした『第4次日田市情報化基本計画』を策定しており、日田市のデジタル化の推進に取り組んでいる。

文化財の保存・活用に関しては、基本方針に掲げる「誰もがデジタル社会の恩恵を享受できる地域社会の実現」の施策として、デジタル技術を活用した取組を進めることとしている。

⑤ 第3次日田市環境基本計画

『第3次日田市環境基本計画』は、環境保全及び創造に関する目標や施策の基本的方向を示し、総合的かつ計画的に推進することを目的として策定した。

『第3次日田市環境基本計画』は、世界的な気候変動問題、プラスチック問題の深刻化や環境・経済・社会の三側面が関連し、複雑化した課題に対応し、持続可能な世界を実現するため、環境施策にSDGsの視点を取り入れ、受け継がれてきた「水郷ひた」の恵まれた自然環境を守り、環境と共生する持続可能なまちづくりを推進するため策定した。

計画期間は、令和3(2021)年度から令和9年(2027)年度までとし、施策の柱として四つの項目を定めている。

このうち、文化財に関する施策については、「施策の柱ⅰ．地域資源を活かすまち～水郷ひたづくりの推進～」の「基本施策(7)歴史的・文化的資源の保全・活用、良好な景観の保全」において、「1 歴史的・文化的資源の保全・活用を図ります。」「2 良好な町並み景観を保全します。」という施策の方向を示している。

【主な取組】

- ・無形文化財、無形民俗文化財の保存・継承に取り組めます。
- ・豆田町伝統的建造物群保存地区の保存に努めます。
- ・国指定史跡の保存整備を推進します。
- ・景観法による景観計画への取組や、屋外広告物法の規制等により、緑豊かな農山村の景観や歴史的な町並みの景観を保全します。
- ・地域資源(景観、歴史、文化等)を活かすまちづくり活動を推進します。
- ・良好な自然環境並びに景観風致を維持するため、県・市指定保存樹の病虫害防除、防腐、施肥等の維持管理を行います。

⑥ 新しい日田の森林・林業・木材産業振興ビジョン

『新しい日田の森林・林業・木材産業振興ビジョン』は、相互に関連する森林・林業・木材産業のあるべき姿の実現のため、森林・林業・木材産業関係者だけでなく、森林の有する多面的機能の恩恵を受ける市民の理解を深めながら、長期的視点に立って取り組む、日田市が目指すべき森林の姿と基幹産業である林業・木材産業振興の基本的な指針である。

計画期間は、平成27(2015)年度から令和9(2027)年度までの13年となっており、4年ごとに必要に応じて見直しを行っている。

目指すべき方向性として三つのテーマを定め、このうち文化財に関する取組については、「(1) 森林を守り・育てる」の「①多面的機能を発揮する豊かな森林づくり ○市有林の活用」の中で、日田祇園の山鉾の車輪や小鹿田の唐臼となる材料を育てる目的で、市有林にアカマツ 3,200 本を植栽するという「地域文化財継承へ 「祇園の森」の取組」を紹介している。

⑦ 日田市観光振興基本計画

『日田市観光振興基本計画』は、旅行者のニーズの多様化など、観光を取り巻く環境の変化に柔軟に対応すべく、本市の特性を活かした持続可能な“観光地域づくり”を目指して、その基本となる理念・基本方針・基本施策を掲げ、行政や観光協会、観光関連事業者、観光関連団体のみならず、市民や各種団体、事業者などが一体となって観光振興を図るための指針として策定した。

計画期間は令和 5（2023）年度から令和 9（2027）年度までとなっており、基本方針として五つの項目を定めている。

特に文化財に関する施策については、「基本方針 1. 地域資源を活かした観光コンテンツの磨き上げ 基本施策②地域産業・歴史・文化資源の活用」において、「歴史、文化資源の活用による誘客と文化継承のサポート」を、展開する基本的取組として示している。

【表 序-14 日田市観光振興基本計画 文化財関連施策と取組】

基本施策	展開する基本的取組
豆田地区の町並みをはじめ、市内各地の歴史的資源を活用し、観光交流を推進するとともに、それらの文化を継承しながら地元住民が誇る魅力を引き出すことで地域の活性化を図ります。	歴史、文化資源の活用による誘客と文化継承のサポート

⑧ 日田市景観計画

『日田市景観計画』は、都市部における画一的な開発や都市の形成、また農村部における後継者不足などによる耕作放棄地や荒廃林地の増加など、経済性や効率性を追求したまちづくりによる景観破壊から、市民・事業者・行政が協働して、日田市特有の良好な景観を守り、育て、後世に継承していくため、平成 23（2011）年に策定した。

旧日田市、旧天瀬町、旧大山町、旧上津江村、旧中津江村、旧前津江村の六つの地域は、それぞれが持つ豊かな地域資源により独自の景観特性を有しており、合併によって行政区域は一体となったが、実効性の高い景観形成を図るために、それぞれの地域の特性をふまえ、日田市全域を景観区域に定め、計画区域内の特性に応じて 11 のゾーンを設定した。

基本理念として「自然と地域と人がつながる“水郷日田”の景観まちづくり」を掲げ、さらに目標として、「①豊かな自然環境を守る景観まちづくり」「②地域をつなげる景観まちづくり」「③地域の個性を活かした景観まちづくり」「④みんなが主役の景観まちづくり」を掲げている。また、これらの目標を達成するため、基本方針として、「①暮らしを支える農林山村を守り・育てます。」

「②地域をつなぐ“おもてなし空間”を形成します。」「③歴史と伝統が息づく町並み景観を守り、活かします。」「④身近で日常的な景観を一人ひとりが守り、育みます。」を掲げている。

⑨ 日田市都市計画マスタープラン

『日田市都市計画マスタープラン』は、都市計画法第18条の2に基づき「日田市の都市計画に関する基本的な方針」を示すものである。市民の意見を反映しながら、“日田市における将来の都市像”の方向性を示すことで、地域ごとの課題に応じた都市施設の整備方針などを定めている。

土地の利用方法や道路・公園・上下水道などの施設整備の目標に加え、自然環境や景観、防災などに関する現況や動向を考慮した“長期的なまちづくりの基本構想”である。

計画期間は平成25（2013）年度から令和15（2033）年度までとしており、将来の都市像を『水と緑と人を育み、歴史豊かな活気ある交流都市』とし、五つの基本方針を掲げている。この基本計画をもとに、土地利用・交通体系・公園緑地・都市施設・景観・防災など、都市計画に関する分野毎にまちづくりの方針を設定している。

このうち、文化財に関係する方針については、「1.土地利用の方針」における「歴史的文化交流地」や「5.景観の方針」において示している。

【表 序-15 日田市都市計画マスタープラン 文化財関連の土地利用方針】

方針	方針概要
土地利用の方針 (歴史文化交流地)	① 用途地域内 古い町並みや自然河川・温泉郷等の歴史的・文化的資源を有している地区は、その資源の保存・創出・活用を図るとともに、来訪者等との交流も考慮した観光地の形成に努めます。 ② 都市計画区域外 観光客等の集客性が高い観光交流施設については、交流の促進を支援していくため、アクセス性や利便性の向上を目的とした環境整備に努めます。また、点在する歴史的建造物や集落景観などの保存・活用を図り、歴史文化遺産を活かした取組を推進します。
景観の方針 (景観形成重点地区)	古い町並みが残る豆田地区や隈地区、窯業や農業等の生業が継承されている小鹿田焼の里地区、幹線道路の沿道景観の保全を目的とした日田バイパス周辺地区は「日田市景観計画」に基づき、重点的に良好な景観の形成に取り組みます。

(3) 個別の文化財の計画など

① 史跡小迫辻原遺跡保存整備基本構想

『史跡小迫辻原遺跡保存整備基本構想』は、国指定史跡である小迫辻原遺跡の総合的な整備活用の基本的構想を纏めることを目的とし、平成10（1998）年3月に策定した。

「小迫辻原遺跡を活かした個性あるまちづくり」のため、遺構保存を第一として活用を図りながら、歴史・文化・人びとのネットワーク化の拠点として整備を行うことを基本方針として掲げ、個別の整備計画では史跡内外のゾーン設定や事業期間、具体的管理・活用の計画などを示している。

②日田市豆田町伝統的建造物群保存地区保存計画

『日田市豆田町伝統的建造物群保存地区保存計画』は、日田市豆田町伝統的建造物群保存地区の町並みを保存するとともに、積極的に活用することにより、本市の文化的環境の維持と生活環境の向上に資することを目的とし、平成 16（2004）年 7 月に策定した。

保存地区では、歴史的風致の維持形成を図るため、伝統的建造物群を構成する建築物や工作物、これと一体をなす環境要素を保存すべき物件として特定し、建築物などの現状変更に対して基準を設けている。また、標識、説明板などの管理施設及び設備を伝統的町並みに調和した形式・構造で設置し、景観の維持に努める方針を掲げている。

③日田市豆田町伝統的建造物群保存地区防災まちづくり計画書

『日田市豆田町伝統的建造物群保存地区防災まちづくり計画書』は、『日田市地域防災計画』に基づき、豆田町の伝統的建造物の無為な消失を防ぎ、住民が主体となって防災まちづくりを実現することを目的とし、平成 18（2006）年 3 月に策定した。

防災まちづくりのテーマを「災害に強い建物群の形成の歴史を活かしたまちづくり」とし、「防災性能の高い建物環境づくり」「災害に強い町並み基盤づくり」「防災意識の高いコミュニティづくり」の三つの基本方針を掲げている。その上で、それぞれの方針に沿った防災まちづくり計画と、その具体化を図った事業計画を示している。

策定後、平成 23（2011）年度と令和 5（2023）年度に一部改訂している。

④史跡小迫辻原遺跡保存管理計画書

『史跡小迫辻原遺跡保存管理計画書』は、国指定史跡である小迫辻原遺跡を将来にわたり適切に保存・管理していくことを目的に、史跡の本質的価値を明確にし、保存・管理における方針とその方法、将来像と土地公有化の方針、現状変更などの取扱いについての基準などを定めるとともに、史跡の本質的価値を再確認し、追加指定などについて検討することを目的とし、平成 23（2011）年 3 月に策定した。

弥生時代から古墳時代の変換期の我が国の国家形成期の社会状況が凝縮して保存された極めて重要な遺跡として本質的価値を位置づけ、住民生活との調整や遺構を将来にわたって適切に保存することを基本方針とし、史跡地内外のゾーニングを行ったうえで具体的な保存管理の方法を示している。また、それらを踏まえて整備活用の基本方針などを定めている。

⑤史跡ガランドヤ古墳保存整備基本計画

『史跡ガランドヤ古墳保存整備基本計画』は、国指定史跡であるガランドヤ古墳の各種の調査や課題の整理をもとに保存整備の基本的計画を示すことを目的とし、平成 23（2011）年 3 月に策定した。

装飾古墳であるガランドヤ古墳の石室と装飾壁画を確実に保存し、後世に伝えていくことを基本方針としている。そのうえで、現状把握及び最適な保存環境を得るために実施している調査の成果を元に、2 基の古墳の個別保存施設や便益施設などの全体整備計画、学習の場としての活

用、市内外の装飾古墳との連携、都市公園としての位置付け、具体的な管理運営計画及び事業計画などを定めている。

⑥天然記念物小野川の阿蘇４火砕流堆積物及び埋没樹木群保存管理・活用構想

『天然記念物小野川の阿蘇４火砕流堆積物及び埋没樹木群保存管理・活用構想』は、国指定天然記念物である小野川の阿蘇４火砕流堆積物及び埋没樹木群を将来にわたり適切に保存・管理、活用していくことを目的とし、平成２４（２０１２）年３月に策定した。

９万年前の阿蘇４火砕流の被災状況を明確にできる痕跡として本質的価値を位置づけ、天然記念物の恒久的な保存、特徴・価値を踏まえた保存管理と活用、現状に即した柔軟な対応を保存管理の原則とし、地区区分や現状変更手続きなどの保存管理の具体的方法、天然記念物の将来像に関する整備活用の骨子を定めている。

⑦小鹿田焼の里文化的景観保存計画

『小鹿田焼の里文化的景観保存計画』は、小鹿田焼の里の貴重な文化的景観を適切に保存管理し、地域特有の土地利用の歴史や生活生業の姿を伝え、地域活性化に資する資源として広く活用を図ることを目的とし、平成２２（２０１０）年３月に策定した、将来にわたる保護の基本的な考え方や方向性を示すものである。

⑧史跡『廣瀬淡窓旧宅及び墓』保存管理計画書

『史跡『廣瀬淡窓旧宅及び墓』保存管理計画書』は、国指定史跡である廣瀬淡窓旧宅及び墓を将来にわたり適切に保存管理していくために、史跡の本質的価値を明確にし、保存管理における方針とその方法、現状変更などの取扱いについての基準などを定め、整備活用などを含めた将来像を示すことを目的とし、平成２６（２０１４）年３月に策定した。

私塾咸宜園を創設した廣瀬淡窓の業績や当時の佇まいを今に伝える遺跡として本質的価値を位置づけ、「史跡廣瀬淡窓旧宅及び墓の本質的価値を構成する要素を適切に保存し、その価値を高めるとともに、史跡と一体となった豆田町の町並みや周辺文化財と連携した保存活用を図り、日田市を代表する史跡として次世代に継承する。」ことを目標とし、地区区分や現状変更手続きなどの保存管理の具体的方法、整備及び公開活用の具体的方針を定めている。

⑨史跡咸宜園跡保存活用計画

『史跡咸宜園跡保存活用計画』は、国指定史跡である咸宜園跡の現状と課題を把握し、本質的価値とその構成要素を明らかにし、その適切な保存と活用方法、さらには将来的な整備の方向性を取りまとめることを目的とし、令和６（２０２４）年３月に策定した。

咸宜園は先進的な教育を行った近世日本最大規模の私塾跡で、残された遺構や史資料から当時の姿を今に伝える重要な史跡として本質的価値を位置付け、「歴史的建築物や地下遺構を適切に保存管理し、失われた建造物などの顕在化を図り、私塾咸宜園の教育を伝える場所として活用し、後世に継承する」ことを将来像として掲げ、史跡地内外のゾーニングを行い、区域ごとに保存・活用・整備・運営体制の方法を定めている。

⑩名勝耶馬溪保存管理計画報告書

『名勝耶馬溪保存管理計画報告書』は国指定名勝である耶馬溪の文化財的価値の保護・継承を適切に図っていくために、昭和 57（1982）年に策定された『名勝耶馬溪-名勝耶馬溪保存管理計画策定調査報告書-』の改訂版として、平成 23（2011）年に策定したものである。

保存管理の基本方針として、「名勝を構成する諸要素の適切な保存管理の方法を具体化すること」「確実な保存管理のために適切な整備活用に関する施策を進めること」「地域に根ざした包括的な保存管理を進めるために、組織体制及び運営体制の整備を行うこと」の三つを掲げている。この基本方針に基づき、主要な構成要素の分布状況や保存状況を踏まえ、第 1 種保護地区として「名勝耶馬溪の本質的価値を極めて良好に保った地区」、第 2 種保護地区として「名勝耶馬溪の本質的価値を良好に保つ地区」、第 3 種保護地区として「名勝耶馬溪の姿を保存するためにその維持が望まれる地区」の三つの保護地区を設定し、それぞれの地区の保存管理の方法、現状変更の取り扱い基準を定めている。

また、本計画書では、広大かつ多様な耶馬溪の風致景観を適切に把握するため、本耶馬溪、東耶馬溪、津民耶馬溪、奥耶馬溪、深耶馬溪、裏耶馬溪、南耶馬溪、椎屋耶馬溪及び山国川に分け、さらに従前からの慣用されている 66 景によって整理され、本市では「57. 一尺八寸^{み おうやま}山の景」が第 2 種保護地区の中心をなす箇所となっている。

（４）大分県の関連計画

①大分県文化財保存活用大綱

『大分県文化財保存活用大綱』は、大分県における文化財の保存・活用の基本的な方向性などを定めることを目的とし、令和 3（2021）年 3 月に策定された。

目指すべき将来像として「人々が文化財の価値を発見し、その価値を共有することを通して持続可能な継承が図られる社会」を掲げ、この将来像を達成するために「①文化財を「知る」「②文化財を「活かす」「③文化財を「守る」」の三つの方向性を示している。

（５）持続可能な開発目標（SDGs）に対する取組

SDGs とは、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大など、人間活動に対する諸問題に対して人類が将来にわたり恵み豊かな生活ができるよう、平成 27（2015）年に国連が提唱した「持続可能な開発目標」であり、17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（目標達成のための課題）から構成されている。国においては、「持続可能な開発目標推進本部」を設置し、地方公共団体における持続可能な開発目標の達成に向けた取組の普及・促進を行っている。

本計画の上位計画である第 6 次日田市総合計画第 3 期基本計画に基づいたまちづくりに取り組む方向性は、持続可能な開発目標（SDGs）が目指す 17 のゴールの方向性と同様であることから、総合計画の推進を図ることで、SDGs の目標につながるものとしている。

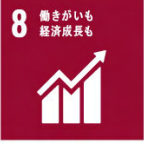
そのため、本計画は、第 6 次日田市総合計画第 3 期基本計画の下位計画としての整合性をとりつつ、SDGs の達成に資するものである。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【図 序-2 持続可能な開発目標が目指す 17 のゴール】

【表 序-16 SDGs のゴールと日田市文化財保存活用地域計画の関連性】

ゴール (目標)	目標の内容	文化財の保存・活用に関する措置とゴールとの関連性
 4 質の高い教育をみんなに	【目標 4 教育】 すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する (ターゲット 4.7) 文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育	文化財の展示公開、講演会や講座の開催、学習教材や刊行物の作成などを通じて、質の高い教育振興を図る
 6 安全な水とトイレを世界中に	【目標 6 水と衛生管理】 すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する (ターゲット 6.6) 水に係る生態系を守り、回復させる	文化財の保存活用及び学校教育や社会教育における学習機会の充実を通して、本市の生態系の保護・回復を図る
 8 働きがいも経済成長も	【目標 8 経済成長と雇用】 すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する (ターゲット 8.9) 地方の文化振興、持続可能な観光業の振興	文化財を観光資源として活用し、本市の文化振興、持続的な観光振興を図る

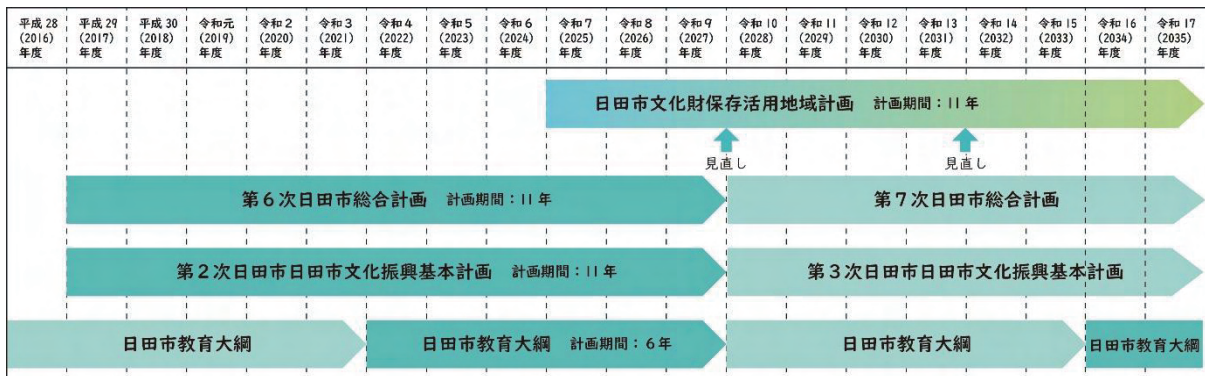
ゴール (目標)	目標の内容	文化財の保存・活用に関する 措置とゴールとの関連性
	【目標 11 持続可能な都市】 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする (ターゲット 11.4) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化	歴史的環境（歴史の中で形成されてきた文化財、町並み、自然景観、行事、習俗などの総称）の保全を通じて、持続可能なまちづくりの形成を図る
	【目標 13 気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる (ターゲット 13.3) 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する	文化財に係る災害予防対策（リスク分析、マニュアル及び防災施設整備など）を通じて、気候変動の影響を軽減する
	【目標 15 陸上生態系】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する (ターゲット 15-a) 生物の多様性や生態系を守る	文化財の保存活用及び学校教育や社会教育における学習機会の充実を通して、本市の生態系の保護・回復を図る
	【目標 17 実施手段】 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化 する (ターゲット 17.17) 官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進	所有者、地域住民、団体・事業者などとの協働による文化財の保存活用を通じて、本市のパートナーシップの推進を図る

4. 計画期間

本計画の計画期間は、令和7（2025）年度から令和17（2035）年度までの11年間とする。ただし、計画期間中に『第7次日田市総合計画』の策定が行われる予定であり、これにあわせて、文化財を取り巻く社会状況や事業の進捗状況を踏まえた見直しを行うこととする。

見直しの結果、計画の変更が必要な場合には、文化財保護法第183条の4の規定に基づき、軽微な変更を除き、文化庁長官による変更の認定を受けることとする。また、軽微な変更の場合には、大分県及び文化庁へ報告することとする。軽微な変更とは次に掲げる変更以外の変更をいう。

- ・ 計画期間の変更
- ・ 市の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ・ 地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更



【図 序-3 計画期間】

5. 計画の対象

文化財保護法第2条で規定されている文化財には、「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」「文化的景観」「伝統的建造物群」があり、これらのうち重要なものを重要文化財、史跡名勝天然記念物として、国や県、市町村が指定・選定を行い、重点的に保護措置を図っている（以下「指定等文化財」という。）。この他、土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）や文化財の保存・修理に欠くことのできない伝統的な技術・技能（文化財保存技術）も保護の対象とされている。

一方、『第2次日田市文化振興基本計画』では、対象とする文化に「芸術文化（美術、写真、書道、音楽、舞踊、演劇、建築など）」や「メディア芸術（映画など）」「伝統芸能（神楽、民謡、民踊など）」「伝統技術（陶芸、木竹工芸、漆工芸、漁法、建築技術など）」「生活文化（茶道、華道、食、方言、街並み、景観、自然など）」などを挙げている。このように長い歴史の中で人々の営みによって生み出され、今日まで守り伝えられてきた文化財は本市に数多く存在するが、そのほとんどは法や条例では指定されていないいわゆる「未指定」の状態となっている※（以下「未指定文化財」という。）。

そこで、本計画では、文化財保護法に基づく指定の有無、有形無形を問わず、地域に残る豊かな自然、ふるさとの歴史と伝統に育まれた全ての文化財を対象とし、その調査・保存に努め、併

せて教育や観光など様々な分野での活用を図ることによって、貴重な財産である文化財を後世に伝えていくことを目指す。

【表 序-17 文化財保護法が対象とする文化財の種類一覧】

文化財類型	種類
有形文化財	【建造物】 【美術工芸品】 絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料
無形文化財	演劇、音楽、工芸技術等
民俗文化財	【有形の民俗文化財】 無形の民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋等 【無形の民俗文化財】 衣食住・生業・信仰・年中行事などに関する風俗慣習 民俗芸能、民俗技術
記念物	【遺跡】 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅等 【名勝地】 庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等 【動物、植物、地質鉱物】
文化的景観	【地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地】 棚田・里山・用水路等
伝統的建造物群	【周囲の環境と一体となっている伝統的な建造物群】 宿場町、城下町、農漁村等
埋蔵文化財	土地に埋蔵されている文化財（主に遺跡といわれている場所）
文化財の保存技術	文化財の保存に必要な材料や用具の生産・製作、修理・修復の技術等

※ 生活文化については、令和３年度の文化財保護法の改正により、無形文化財として取り扱うこととなった。（登録無形文化財登録基準を改正し、生活文化関係の登録基準を定めることとした）